政　令

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十一月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百三十五号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、「金属研磨仕上げ」、「製材のこ目立て」、「竹工芸」及び「ガラス製品製造」を削り、「製麺」を「製麺」に改め、「れんが積み」、「コンクリート積みブロック施工」及び「建築図面製作」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一中「金属研磨仕上げ」、「製材のこ目立て」、「ガラス製品製造」及び「れんが積み」を削る改正規定は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○厚生労働省令第百三十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第二十八条第二項、第四十四条第一項、第四十五条第二号及び第三号、第四十九条並びに第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項第四号中「製麺」を「製麺」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の二の部鋳造科の項中「粉末冶金作業」を「粉末冶金作業」に、「粉末冶金法」を「粉末冶金法」に、「粉末冶金実習」を「粉末冶金実習」に改め、同表の三十の部製麺科の項中「製麺科」を「製麺科」に、「麺製品」を「麺製品」に、「製麺機械」を「製麺機械」に、「麺製造実習」を「麺製造実習」に、「麺製造用機械類」を「麺製造用機械類」に改め、同部パン・菓子製造科、食肉加工科、水産加工科及び発酵製品製造科の項中「食品加工系製麺科」を「食品加工系製麺科」に改める。

別表第五第一号の表粉末冶金科の項中「粉末冶金科」を「粉末冶金科」に、「粉末冶金一般」を「粉末冶金一般」に、「粉末冶金製品製造法」を「粉末冶金製品製造法」に、「粉末冶金材料」を「粉末冶金材料」に改め、同表竹工芸科及び建築図面製作科の項を削り、同第二号の表粉末冶金科の項中「粉末冶金科」を「粉末冶金科」に、「粉末冶金一般」を「粉末冶金一般」に、「粉末冶金製品製造法」を「粉末冶金製品製造法」に、「粉末冶金材料」を「粉末冶金材料」に改め、同表竹工芸科及び建築図面製作科の項を削る。

別表第十一鋳造科の項中「粉末冶金製造」を「粉末冶金製造」に、「粉末冶金法」を「粉末冶金法」に、「粉末冶金機械」を「粉末冶金機械」に、「粉末冶金用材料」を「粉末冶金用材料」に改め、同表麺科の項免許職種の欄中「麺科」を「麺科」に改め、同項実技試験の科目の欄中「麺製造」を「麺製造」に改め、同表パン・菓子科、食肉科、水産物加工科及び発酵科の項中「麺科」を「麺科」に改める。

別表第十一の二中

鋳造 粉末冶金 ダイカスト	鋳造科

を

鋳造 粉末冶金 ダイカスト	鋳造科

に改め、竹工芸の項を削り、

石材施工 コンクリート積みブロック施工	石材科

を

石材施工	石材科

に改め、同表製麺の項中「製麺」を「製麺」に、「麺科」を「麺科」に改め、同表中

建築大工 枠組壁建築 バルコニー施工 建築図面製作	建築科 枠組壁建築科

を

建築大工 枠組壁建築 バルコニー施工	建築科 枠組壁建築科

に改める。

別表第十一の四粉末冶金の項中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、同表竹工芸及び建築図面製作の項を削る。

別表第十二粉末冶金の項検定職種の欄中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、同項学科試験の欄中「粉末冶金一般」を「粉末冶金一般」に、「粉末冶金の」を「粉末冶金の」に、「粉末冶金製品」を「粉末冶金製品」に、「粉末冶金に」を「粉末冶金に」に、「粉末冶金製品製造法」を「粉末冶金製品製造法」に、「粉末冶金材料」を「粉末冶金材料」に、「粉末冶金作業」を「粉末冶金作業」に、「炉内雰囲気発生装置」を「炉内雰囲気発生装置」に、「炉内雰囲気」を「炉内雰囲気」に改め、同表竹工芸及び建築図面製作の項を削る。

別表第十三粉末冶金の項検定職種の欄中「粉末冶金」を「粉末冶金」に改め、同項学科試験の欄中「粉末冶金一般」を「粉末冶金一般」に、「粉末冶金の」を「粉末冶金の」に、「粉末冶金製品」を「粉末冶金製品」に、「粉末冶金に」を「粉末冶金に」に、「粉末冶金製品製造法」を「粉末冶金製品製造法」に、「粉末冶金材料」を「粉末冶金材料」に、「粉末冶金作業」を「粉末冶金作業」に、「炉内雰囲気発生装置」を「炉内雰囲気発生装置」に、「炉内雰囲気の」を「炉内雰囲気の」に改め、同表竹工芸及び建築図面製作の項を削る。